

虐待事実の事前の気づき	件数
発見前から明らかに気づいていた	2
訴えを聞いていた	2
うすうす	2
気づいていなかった	4
不明子どもへの初期の態度	件数
守るためにすぐに行動	4
訴えを信じるが動けない	2
放置・黙認	2
否認・責める	2
困惑	0
その他	1
不明	1

表 12 子どもへの初期の態度

守れない場合の事情	件数
疾病や障害	2
虐待者との関係	5
経済的問題	3
その他	2

表 14 虐待者との関係

虐待者との関係	件数
依存、支配服従関係	7
DV が介在	4
性関係の不在	0
夫婦不和	0
その他	4
不明	2

表 15 子どもを守る姿勢の場合

子どもを守る姿勢の場合	件数
虐待がなぜ起こったかの洞察	0
虐待者との関係の整理	2
子の被害・気持ちの理解サポート	1
親自身の傷つきへのサポート	2
家族再構築サポート	0

表 16 守る姿勢が見られない場合

守る姿勢が見られない場合	件数
虐待事実の直面化	0
子の被害理解へのサポート	1
虐待者との関係整理	1
子を守るための処遇を認めること	0
親自身の傷つき	1
否認抵抗の場合の対決	0

4. まとめ

1) 性的虐待かネグレクトか

調査の結果、「性的虐待」が疑われる事例が通告された場合、支援計画を立てる初期の段階において、前述したような「保護者」及び「監護する」という解釈の問題により、その種類を「ネグレクト」に分類し支援を行う傾向があることがわかった。

平成 19 年度に初期の段階で「性的虐待」と分類して支援を行った事例で、加害者が養・継・内父であった事例は、加害者と児童が養子縁組をなされているという事情が背景にあり、結果として性的虐待に分類されている。

また、性的虐待に主眼をおいて前年度から継続している事例についても、支援計画を立てる初期の段階に生じる問題と同様に、進行管理を行い定期的な状況検討と支援計画の見直しの過程において、新たな情報や家庭環境の変化等により、虐待の種類がネグレクトへと変更されている可能性が高い。

そのような事態を防ぎ、子どもと非虐待者である親・家族に対して、優先的な支援を適切に行うためにはデータベースにそれが検索できるようなシステムを構築することや、支援計画の見直しが行われても性的虐待に関しては種類の変更は行わないなどの性的虐待独自の支援ルールを定める必要がある。

2) 非加害親への支援の重要性

今回の調査は、対象となった事例数が少なく、条件も統一されていないため、その結果を踏まえて統計的な見地から結論を明確にすることは困難である。しかしながら、その結果から一定の見解を明らかにすることは可能と思われる。

特に、非加害親については、実母がほとんどであること、その約半数が虐待事実を事前に気が付いていること、また自身も性的虐待を受けた背景がある事例がわずか 12 件の中に 2 件も存在していること、加害者との関係に DV が介在している事例も 12 件中 4 件も存在していることなどから、子どもと非加害親が置かれている状況がいかに厳しいものであるかがわかる。

しかしながら、今回の調査においても被害を受けた子どもの状態の経過が良好な事例は、非加害親が子どもを守るために毅然とした態度で行動をすぐに起こし、その後も一貫した対応をとった事例であるという傾向が見られていることから、岡山県児相はこれからそのような方向に非加害親が向かうことができるような支援をつくっていくことが重要であることを再認識した。

D考察

三府県（大阪府、静岡県、岡山県）の児童相談所が平成19年度に対応した性的虐待事例（一部平成20年度前半期も含む）のうち、担当者が一定関わった事例を対象とした実態調査を行い、集約された大阪府70例、静岡県11例、岡山県12例について分析した。その際、集約状況が異なったため、大阪府と静岡県の合計81例と岡山県事例とは別々に分析し、以下のような現状と課題が整理された。

1 三府県における「性的虐待」に関する捉えかたの違い

静岡県及び岡山県と大阪府においては、性的虐待事例として対応する際の捉えかたに違いが有ることが把握された。すなわちそれは、「性的虐待者」をどう捉えているかの違いであることも明らかになった。岡山県の報告にもあるように、静岡県と岡山県においては、虐待者が「実父母」「継父母」「養父母」の場合に「性的虐待事例」として対応していた。大阪府はそれに加えて、虐待者が父母と内縁関係にあるパートナーの場合、きょうだいの場合、そして親族の場合も性的虐待事例として対応している。今回の調査を受けて、岡山県の研究協力者が全事例について把握しなおしたところ、虐待者が上記パートナーやきょうだい、親族の事例も一定あることが明らかになっており、その場合、厚生労働省の手引きに準じて、ほとんどが「ネグレクト」として取り扱われていることが明らかになった。また、性的虐待事例として対応している経過中に、養育状況の変化をうけて事案が「ネグレクト」として計上される傾向にあることも明らかになった。

児童相談所の虐待対応件数として厚生労働省の統計では、性的虐待は3～4%を推移しているが、このことには以上のような現状が反映している為と考えられる。また分担研究者らが平成19年度に行った、「児童養護施設と情緒障害児短期治療施設に入所している性的虐待事例の調査」では、特に児童養護施設においては性的虐待以外の他の理由で施設入所後に性的虐待が発覚する事例が43%みられたことも、今回把握された現状を踏まえると、一定、説明できると考えられる。

現状はそうであるが、事例への対応課題や、子どもと家族への支援や治療、虐待者への指導や支援を考慮すると、内縁関係のパートナーやきょうだい、親族の場合にも「性的虐待事例」として関わる必要があると考えられる。

2 事例概要から

今回の調査は、家族支援の状況を特に把握する為に担当者が一定関わった事例を対象とした。その結果とも考えられるが、大阪府・静岡県事例においては、思春期年齢の子どもが多く、発見の経緯は「子ども自身が相談」が66.7%となっていた。

したがって直前相談経路や関わった機関は幼稚園・保育所や学校が多い（42.9%）という結果であった。また家庭児童相談室や福祉事務所は直前相談経路としては12.3%であるが、関わった機関としては18.4%であり、在宅事例を地域で支援していく役割も担っていると考えられた。

今回の調査では、関わった機関として医療機関が17.2%を占めていた。このことは、大阪府の性的虐待事例への

初期対応として、婦人科受診につなげている現状を反映していると考えられる。また、警察、弁護士、裁判所のかかわりも一定数あり、このことも司法の関与が必要な事例が一定いることを示している。

虐待期間は、1ヶ月～6ヶ月未満が17.5%と最も多く、1年未満が33.4%を占めていた。それに2年未満を加えると49.3%と約半数が2年以内に発覚しているが、一方、3年以上も約4割を占めており、発覚までの期間が2極化している傾向が見受けられる。しかし調査は、一定関与した事例を対象としているため、この結果のみでは断定は出来ないが、ここから言えることは、早い時期に子ども自らが被害を訴えている子どもが多く、児童相談所を始めとする関係機関はそれに対応する必要があるということである。

3 虐待者、家族構成

今回の調査は、大阪府の事例数が多いということもあるが、虐待者は、継父・養父・内縁の夫が多かった。したがって家族構成も継父・実母世帯や母子世帯が多いという結果になっていた。またきょうだい事例も13.6%を占めていた。虐待が起こった家族状況についての詳細な分析（虐待者との関係を踏まえた）は今回充分には行えていないが、虐待の起こるリスク要因として指摘されている経済的問題・社会との関係・DVなど家族関係に問題のある群とそれらのない群とがあった。

4 非加害親

非加害親は三府県において実母が最も多かった（以下、数値は大阪府・静

岡県 81 例の数値を記す。）その場合、虐待発覚前に事実気づいていなかった群が53.6%と約5割強あり、虐待事実を知った初期の態度は、虐待者が誰であっても子どもを守るためすぐ行動する群（29.9%）と、放置・否認群（42.1%）、困惑・動けない群（28.1%）に分かれていた。さらに児童相談所の関与後の態度は「守る姿勢を貫く」群（31%）と「放置・否認・困惑から守る姿勢に転じる」群（25.7%）があり、合わせると約57%が子どもを守る動きをみせていた。それ以外は「守れない（守る姿勢が一貫しない、拒否に転じた、引き続き拒否）」群が25.7%であった。

この「守る姿勢を貫く」と「守る姿勢に転じる」を子どもを「守れる」群とし「守れない」群との2群間で、「虐待期間」、「事前の気づき」との関連を見た。その結果、

- ① 虐待期間が長いほど非加害親が気づいていた割合が高くなる傾向が見られるが、特に3年を境に、発覚前の気づき有りとしとの割合に逆転がみられた。
- ② 事前の気づき無し群のほうが、発覚後の児童相談所の関与に対して、「守る姿勢を貫く」ケースが多い傾向が見られた。しかし事前に気づいていた群の中にも「守る姿勢に転じる」ケースも一定見られた。さらに気づき無し群および気づき有り群のどちらの群にも、一定の割合で「守れない」群がみられた。
- ③ 虐待期間と非加害親の子どもへの初期の態度との関連では、虐待期間が3年未満の場合は非加害親が子どもを「守る」群と「守れない」群が

拮抗しているのに対し、3年以上の場合には守れない群が多かった。

これらの結果からは、初期の子どもへの態度が守れない行動をする群の中にも、介入支援の経過の中で、守る側に転じていく非加害親が一定数いることが見える。またその際に、発覚前の虐待事実の気づきや、虐待期間との関連、被虐待児の年齢との関連が影響していることが考えられる。それらについて、先行研究を踏まえた、さらに詳細な分析が必要と考えられ、また、虐待が発覚した当初は家族全体、特に非加害親は極端なストレス状態になっていることから、非加害親の態度は時間経過の中で変化することも指摘されており、少なくとも1年後、3年後の経過把握が出来ることが望ましいと考えられる。

5 処遇との関連

児童相談所の処遇は、児童相談所が関与した後の子どもの意向や、非加害親や虐待者の態度によって総合的に判断される。児童相談所が介入した後の、処遇に関する子どもの意向と非加害親の態度との関連からは、非加害親が子どもを守る姿勢を貫いた場合は、「虐待者がいなければ家族と暮したい」子どもが最も多いが、非加害親の態度が一貫しない場合は、「虐待者がいても家族と暮らしたい」意向の子どもが多いという結果であった。また非加害親が子どもを拒否する場合は、「家以外の場所を希望する」子どもが多い結果であった。さらに、非加害親が守る姿勢を貫く・あるいは守る姿勢に転じても家に帰りたくない子どもが一定おり、この

ことはそれまでの子どもの傷つきを現していると考えられた。

以上のことは、子どもを守る姿勢の親へは、より一層その気持ちと行動が継続できるような支援が必要であり、子どもを拒否する場合は、家庭以外に子どもの居場所を作り、そこにおける子どもへの支援を充実させ、親との関係整理を行っていく必要があることを示している。その時点で子どもにとって最も葛藤や混乱が強くなるのは、非加害親の姿勢が一貫しない場合であり、その場合、子どもと家族へどのような支援をしていけるかが支援者側の課題であることが改めて浮き彫りになった結果である。

調査からは、守りきれない場合の事情として、虐待者自身の疾病や障害、虐待者との関係、経済的問題などが浮かび上がり、その中でも虐待者との関係が大きい部分を占めていた。この虐待者との関係の調査項目の中では、支配・服従関係やDV関係という回答が多く、子どもに対して一貫した態度がとれない場合との関連が推察される。また把握できた非加害親自身の虐待歴は、性的被虐待歴が他の被虐待歴より多いという結果であった。これらは先行研究で指摘されていることではあるが、非加害親を理解し援助枠組みを検討する際に重要になると考えられた。

6 非加害親及び家族への支援

非加害親には、子どもの保護者としての側面と親自身が被害者としての側面があり、さらに加害的側面を持つこともあり、適宜それらの側面への働きかけが必要となる。

児童相談所における非加害親支援は

ケース担当者を中心に、随時あるいは定期的に行われていた。支援内容には福祉的支援と心理的支援があり、現実的課題を扱いながら子どもを守る機能を高め、家族として今後どのように生きていくのかという内容を中心としたアプローチが行なわれていた。

また調査からは、非加害親以外で虐待事実を知っている家族等は不明を除くと 72.1%あり、その内訳はきょうだいや親族等という結果が得られている。性的虐待による家族全体への影響に着目して、非加害親自身やきょうだいの心理的ケアも行っている事例もみられたが充分ではなかった。

これらの結果と、平成 20 年度に大阪府と分担研究者が行った研究事業「性的虐待を受けた児童の非加害親支援事業」の成果から、児童相談所という場で行う非加害親支援について、現時点では以下のように整理した。

介入・指導後、比較的初期の時点では、まだ虐待事実が発覚したことによる混乱が落ち着いていない時期であるため、その時期は児童相談所という場では、直接のケースワーク展開(処遇)が非加害親自身に大きな位置を占める。その時期のテーマは起こった現実にどのように向き合い、受け止めていくかが大きい課題であるからである。その時期はケースワークそのものが重要な心理的ケアの側面も併せ持っているため、ケース担当者が相手に向き合う姿勢そのものが重要な意味を持ってくる。そこでのテーマは、「子どもの親」としての側面への働きかけが中心の関わりになり、非加害親自身の課題をテーマにするのはもう少し落ち着いた後になる。したがってその間は、処遇展開時

のケースワークと非加害親支援のためのパンフレットの使用などが有効と考えられる。非加害親が初めから子どもの支援者として登場する場合は、児童相談所内でも協働しながら親自身の課題のテーマを扱える可能性があるが、子どもとパートナーとの間で揺れている時はアセスメントを主とした支援面接を行い、継続した治療的関わりは、むしろ外部機関委託が望ましいケースが多いと考えられる。

また、被虐待児以外の子ども(きょうだい)や拡大家族については、起こった事象を受け止め整理し、被害児の味方になれるような支援をする必要がある。さらに中長期的にわたる支援としては、施設保護の後、子どもが家庭へ帰る際の家族再構築をテーマとした援助が可能である。これらについては、方法論を含めて今後の課題として検討する必要があると考えられた。

7 虐待者

虐待者に関しては、面接できた事例については、児童相談所による一定の指導が行われており、加害者であるきょうだいに関しては、児童相談所の指導に従う状況が見られた。虐待者が成人の場合と児童(特に 12 歳以下)の場合においては、対応課題の整理がまず必要と考えられた。

加害者である母親の 性的虐待を受けた子どもへの支援について

京都ノートルダム女子大学教授
桐野 由美子

I はじめに

性的虐待を受けた子どものケアに関して、子どもが虐待について開示した後、非加害者である母親が子どもを信じ、子どもが再度虐待されないように子どもを守り、支援していくことが、子どものウェルビーイングにとって最も重要であるとされている。

また、子どもの開示後に児童相談所が親子分離をすべきか否かを判断する場合、虐待が再発しないよう、非加害母親が家庭で子どもを守る能力を見極めることがキーポイントになる。

本稿の目的は、性的虐待防止に関して先進国とされている諸外国の文献収集等を通して、①非加害母親の実態（子どもの開示を信じること・子どもを情緒的に支援すること、子どもを実際に守ること）について、また専門職が②非加害母親の子どもを守ることができるか否かの判断をする際の基準についての現状を把握することにある。

なお本稿でとりあげる性的虐待ケースについて、加害者が①子どもの親、あるいは②非加害母親のパートナー（ボーイフレンド等含む）であるものに限定する。

II 初期の研究調査

1 初期の傾向

性的虐待ケースの非加害母親についての1940年代から1970年代の文献をみると、非加害母親は「心理的・人格的欠陥を持つ」「冷淡で禁欲主義である」「だらしない身なりをし、幼稚で、夫に極端に依存している」「意識してあるいは無意識に性的虐待を認めている」などと表現されており、性的虐待はこのような母親のせいであると、母親への非難が多くみられる（Bolen 2003）。

Bolen (2003) は「性的虐待を非加害母親のせいにする」傾向は今でも続いて

いることを指摘している。その例えとして、統計上で母親を共謀者、つまり母親も加害者として加算する州もあることをあげ、これは社会そしてシステムの偏見であると非難している。子どもの福祉を念頭に置き、専門職は、非加害母親への援助を強化しなければならないのである。

性的虐待を受けた子どもの回復のために大きな貢献をする非加害母親の子どもへの支援に関する研究は1980年代に始まった。初期の研究には予備的なものが多く、①性的虐待、②被虐待児、③非加害母親、④子どもの虐待についての開示、⑤加害者、⑥加害者の子どもとの関係、⑦加害者の非加害母親との関係、などの特徴を追及した（Bolen 2002）。

2 初めての非加害母親の保護能力アセスメントツール

1980年代になると、非加害母親の子どもへの支援に関する多くの仮説を実証するための研究がなされた（Heriot 1996, Bolen 2002）。1980年代の研究では、例えば①被虐待児の年齢、②非虐待母親と加害者の関係、③非虐待母親自身が性的虐待を受けた経歴、④非虐待母親がドメスティックバイオレンスを受けた経歴、⑤非虐待母親あるいは加害者のアルコール依存/薬物依存歴が非虐待母親の子どもを支援する予測要因とされていた（Heriot 1996）。

子どもが性的虐待を受けたことを開示した後、非加害母親が子どもをどの程度守ることができるかを測定する基準を開発する研究はEversonらによって初めて行われた（Everson et al. 1989）。EversonらのツールはPRIDS（Parental Reaction to Incest Disclosure Scale：近親姦開示に対する親の反応尺度）と呼ばれ、「親の支援」を①「母親の子どもへの情緒的支援」、②「子どもの開示を信じる」、③「母親の加害者への行動」

の3つのカテゴリーに分類している。被験者は性的虐待が児童保護局に通告された後2か月たった時点で調査され、上記①②③の合計得点を「子どもの保護能力」として測定された。しかし、このPRIDSの弱点として、「保護能力」の定義の曖昧さが指摘された (Heriot 1996)。

3 Heriot (1996) の非加害母親の子どもへの支援アセスメントツール

1990年代になると研究者たちは非加害母親の保護能力についてのアセスメントツールの開発に力を注いだ。ここでその主な研究の1つとされる Heriot (1996) の量的調査研究を紹介する。

1) 目的: Heriot の調査目的は、開示後の子どもを保護する非加害母親の力を、より明確に首尾一貫して測定することにあった。

2) 方法: アメリカ・メリーランド州ボルチモアの非加害母親 (n=118) を対象に、「子どもを守る母親」の定義を①「保護行動」(子どもと母親自らが被害者と別居した)と同時に②「支援」(母親の被虐待児に対する情緒面と行動面での支援)の両方が見られる母親とし、「支援」として調査用紙に「子どもの治療を願った」「子どもに敵対心と怒りを抱く」など37項目を用いた。「母親が子どもを信じる」について、Heriot は「子どもを守る母親」の定義の1つとして含ませず、「母親の子どもを守る力に影響を及ぼす『態度』」として捉えた。

Heriot は「子どもを守らない」リスク要因になり得る15項目を採用し(表1参照)、それらのデータを二変数分析(bivariate analysis)・ χ^2 乗検定・多変量解析(Multivariate Analysis)・論理的回帰(logical regression)等で分析した。

【表1】Heriot (1996) の15のリスク要因

母	子ども	母と加害者の関係
1. 年齢	8. 年齢	12. 加害者の身元
2. 子ども人数	9. 性別	13. 関係継続期間
3. 母収入源	10. 人種	14. 母に対する身体的暴行
4. 母自身の被性的虐待歴	11. CSAの重篤度	15. インテーク修了時の母の加害者への感情
5. アルコール/薬物依存		
6. 精神保健問題		

3) 結果: 結果の概要を次に箇条書きにする。

①75%の非加害母親が子どもの開示を信じ、68%が子どもを支援し、57.8%が子どもを守る行動をとり、52%が首尾一貫して子どもを支援し、かつ子どもを守った。

②「加害者に拒否的: 敵対的感情」を抱く母親のほうが、「加害者を温かく受け入れる感情」を持つ母親よりも、子どもをより「支援する」「守る行動をとる」傾向がある。

③「性的虐待の重篤度」について、「膣にペニス挿入」の重度の場合、「愛撫のみ」の軽度の場合よりも、母が子どもを守る行動が少ない。

④加害者が母親の夫/同棲中のボーイフレンドの場合のほうが、母親と子どもが加害者と別居する行動をとることが少ない。

⑤「母親が子どもの開示を信じること」と「母が子どもを守る行動をとること」には強い関連性がみられる。

被虐待児が幼少」の場合に比べて、「子どもが青年期」の場合、母親は「子どもを守る行動をとる」ことが少なくなる。

4) 考察: Heriot は近親姦の場合の非加害母親は、「子どもを守る」ニーズと、「加害者であるパートナーへの忠誠心等の感情」の板挟みになっていると捉えた。これは初期文献にみられる、「子どもを守らない非加害母親が悪い」とする「共謀母親理論」を置き換える考え方である。また、「介入時に約半分の非加害母親が子どもを守る行動をとる」ことを念頭に置き、専門職は先入観・偏見なしに客観的な対応をすることを示唆している。

III 2000 年以降の研究調査

結論的に述べると、2009 年現在で、「これこそが性的虐待を受けた子どもの非加害母親の子どもを守る力」を測定する最適なアセスメントツールである」と言われるものは存在しない。非加害母親の子どもを保護する力は、そこまで複雑なものだとも言えるであろう。

本章では、2000 年代になってから多くの研究者が行っている調査研究の中から、貢献度が高いと思われる主なものを挙げる。

1 Pintello ら (2001) の調査研究

1) 目的: Pintello ら (2001) の研究目的は①性的虐待を受けた子どもを、非加害母親が子どもを信じ、守る割合を調べること、②非加害者が子どもを信じて守ることを予測する「子ども・母親・状況の特徴」を把握することにあった。

2) 方法: アメリカの中部大西洋沿岸にある某児童保護局(日本の児童相談所に該当する Child Protective Services: 以下 CPS と略す)のファイルから、1989 年から 1995 年の間に、同居の実父・継父・母親のパートナーによる性的虐待が実証された 435 ケースを抽出し、データ分析が行われた。

3) 結果: 結果の第 1 として、41.8% の非加害母親は子どもを信じて守り、27.3% は子どもを信じる、あるいは子どもを守る、のどちらかを行った。

結果の第 2 に、非加害母親が「子どもを信じて子どもを守る行動をとる」ことを予測できる要因として、以下①②③が支持された。

①母親の要因

- 成人してから第 1 子を出産した
- 加害者と別居あるいは離婚している
- 薬物依存の経歴がない
- 現時点で加害者と性的関係を持っていない
- 子どもが性的虐待を受けたこと

を知らなかった

②子どもの要因

- 子どもの年齢が低いほど信じて守る
- 子どもが男子の場合のほうが、より信じて守る

③状況の要因

- 子どもの性的行動(子どもが性的行動をしていない場合のほうがより信じて守る)

これらのことから Pintello らは、大半の非加害母親が子どもを信じて守ることを強調すると同時に、性的虐待を開示した子どもを信じることと、子どもを守ることの定義づけと構成についてさらに深く検証する必要があることを指摘している(2001)。

2 Allagia (2002) の調査研究

カナダ・トロントの研究者である Allagia は、文化と宗教が及ぼす非加害母親への影響(2001)、自らのドメスティックバイオレンスの被害が、子どもの性的虐待の非加害母親としての自分に及ぼす影響など、多くの研究を行った(Allagia 2001, 2005)。

本稿では、Allagia の、非加害母親の子どもへの反応と支援に関する調査研究(2002)について論じる。

1) 目的: 本研究の目的は、性的虐待を受けた子どもへの非加害母親の対応、特に支援的対応に関する要因を探究することにあった。

Allagia は、非加害母親の子どもへの「response (反応・感応・返答)」「reaction (反応・受け取り方・態度)」「support (支援)」の定義がそれまで明確になされていないことを指摘し、「母親の子どもへの支援」を①「子どもの開示を信じる」②「子どもへの愛情面での支援」③「子どもへの行動面での支援」の 3 次元に分類し、かつ、「子どもの開示直後」「2ヶ月後」「6ヶ月後」の時点の 3 回にわたり調査した。

2) 方法: 10 名の非加害母親をインタビューし、グラウンデッドセオリーによ

る分析がなされた。

3) 結果と考察: 調査の結果、非加害母親の子どもへの支援を理解する際、第1に、上記の3次元、つまり①「子どもの開示を信じる」②「子どもへの情緒面での支援」③「子どもへの行動としての支援」の枠組を用いること、そして第2に、母親の支援は、時が経つにつれ変わる、「流動的」なものであり、「子どもの開示直後」と「それ以降」を区別してみる事が重要であるとした。

Allagiaは臨床ソーシャルワーカーに、偏見・差別なく非加害母親にストレス志向で対応し、「逆転移」が起こる可能性にも注意をすべきであると説いている。なお、本稿で後ほど論じるBurnside (2008)は、このAllagiaの枠組を基盤として活用した研究を行っている。

3 Bolenらの調査研究

アメリカの研究者Bolenも非加害親の被性的虐待児への支援に関して長年研究し続けている (Bolen et al. 2002, 2003, 2004, 2007)。

1) 非加害親のストレス要因とアタッチメントの研究

まずBolenらは、非加害親の被性的虐待児への支援についての要因として、新たに「非加害親と子どもの、虐待発生以前のアタッチメントスタイル」と「非加害親へのストレス要因」を取り上げ、アメリカ南西部にある某医療センターに来院した非加害親 (n=92。その8%は非加害父親) と被虐待児 (N=92) にアンケート調査をした (2002)。その結果、非加害親と被虐待児の間のアタッチメントスタイルと、非加害親の子どもへの支援との関連性は支持された。また、ストレス要因の中で、「非加害親の被虐待歴・虐待目撃歴」は非虐待親の子どもへの支援との関連性がみられ、被虐待歴・虐待目撃歴のある非加害親は、ない親よりも、子どもを支援しない傾向があるという結果が出た。なお、この結果は、前述のPintelloら (2001) の研究結果と相反するものである。

2) アンビバレンスの研究

Bolenらは、「非加害母親の子どもへの支援」と「非加害母親のアンビバレンス」の研究調査について2つの論文を出している (2004, 2007)。アンビバレンスとは、同一対象に対して、愛と憎しみなどの相反する感情を同時に、または交替で抱くことを意味する。

2004年に発表された研究でBolenらは、子どもが性的虐待を開示した後の非加害母親の子どもへの支援について、今までのように一本線上でその支援の強弱を測定してはならないと唱えた。Bolenらは初めての試みとして、非加害者母親の「開示後のアンビバレンス」を、子どもと加害者間の葛藤の数値 (valence) として捉え、それを1つの概念とした。

Bolenらがこのように概念化したのは、「子どもの開示後の非加害母親のアンビバレンス」は、母親の「被虐待児を支援する能力」と「支援したいという願望」のみを検討するような簡単なものではないとみたからである。彼らはそれよりも、子どもと加害者の間の数値における緊張感を見る必要があると考えた。

Bolenらは、子どもの開示後の非加害母親のアンビバレンスは、①非加害母親へのストレス要因の増強と、②非加害母親に対する資源の低下に関連すると考えた。同時に彼らは、子どもの開示後の非加害母親のアンビバレンスは、③非加害母親のPTSDなどの深刻なストレス障害の発生と、④非加害母親と子どもとのアタッチメントスタイルに関連すると考えた。この研究では、子ども開示後の非加害母親のアンビバレンスを、状況下における「標準的 (normative)」なものであるとした。つまり、非加害母親が動揺・困惑した状態であることは当たり前のこととみなしたのである。

本研究では某医療クリニックに通院する性的虐待を受けた子どもの非加害母親30名を対象に、ソーシャルワーカーと医師によるインタビュー調査がなされた。その結果は以下の通りであった。

- ①子どもとのアタッチメントスタイルが安定している非加害母親ほど、アンビバレンス傾向が少なかった。
- ②ストレス要因を多く持つ母親ほど、より高いアンビバレンス傾向がみられた。

- ③非加害母親が持つ多種のストレス要因(経済的・子どもに関する・加害者(夫)に関する・法律に関する・家族関係についてのストレス要因)のうち、加害者(夫)に関するストレス要因が最も顕著であった。
- ④「パートナー(加害者)と短期間、良い関係を持っていた」あるいは「パートナー(加害者)といる時だけ満ち足りた自分であると思う」非加害母親ほど、「行動」に「アンビバレンス」が見られた。
- ⑤DVの経験が多い母親ほど、「行動アンビバレンス傾向」が少なく、「認知アンビバレンス傾向」が多かった。この結果はBolenらにとって予想外の結果であり、この結果の背景として、DV体験者は暴力を含む関係から逃れることを好むためかもしれない、とBolenらは考えている。
- ⑥「認知アンビバレンス」は、①非加害母親と子どもとの関係が弱い場合、②パートナー(加害者)と長期間関係があった場合に多くみられた。
- ⑦「高い行動アンビバレンス傾向」あるいは「高い認知アンビバレンス傾向」がある非加害母親ほど、より高いレベルの精神的苦痛を感じている。

これまで、子どもの開示後に、子どもに対する感情と信条と行動においてアンビバレントな非加害母親は、子どもを適切に支援「しない」とみなされてきたが、それとは対照的に、このBolenらの研究では、『親の子どもへの支援』と『アンビバレンス』は共存できるとする仮説モデルをたて、その仮説を検証した結果、仮説上の理論モデルは予備的段階として支持されたわけである。

4 Plummerらの調査研究

Plummerら(2007a, 2007b)は、非加害母親の被害者児への支援のテーマから少し離れているが、非加害母親とシステム、非加害母親と専門職の関係に焦点をあてた興味深い研究をしている。

Plummerら(2007a)は第1に、システムが性的虐待ケースに介入する時に起こる問題について調査する目的で、計59名の非加害母親を対象に、3つのフォーカスグループ(n=19)と自由記述式アンケート調査(n=40)を実施した。

その結果、システムによる介入に関して、セラピストに助けられたとの非加害母親の陳述があった一方、治療中にセラピストが暴言を吐いた、母親が投げかけた問題に対処するのを拒否した、などの陳述があったことも指摘している。また、母親と専門職の関係が弱い場合、非加害母親がパートナーによる性的虐待の再発の疑いを専門職に報告するのを躊躇する可能性が高いことがわかった。

これらの結果からPlummerらは、ケースワーカー、セラピスト、警察等の専門職が、激烈な危機状態にいる母親に、共感・自己反省・スーパービジョン・サポートをもって対応する重要性を強く主張している(Plummer et al. 2007a)。

Plummerらは第2に、アメリカ中西部の2つの民間セラピークリニックから10名の非加害母親を選び、それぞれ5名ずつから成る2つのフォーカスグループを用いて質的調査を行い、子どもが性的虐待を開示した後、母子関係がどのように変化したかを探った(Plummer et al. 2007b)。その結果、①虐待の調査、②子どもの行動問題、③システムからの強い要求を受けた母親の極度の疲労、④子育てに関する不安感が母子関係に悪影響をもたらせたことがわかった。特に、システムが介入することにより、非加害母親の罪悪感と自責の念が増し、援助してくれるはずの担当者を不信に思い、よい関係づくりができない場合があることを指摘し、援助者である専門職のさらなる研修等に力を入れることを提言している。

5 Coohyらの性的虐待ケース確証基準に関する調査研究

Coohy(2006)は、アメリカのCPSソーシャルワーカーが、どのような基準に従って、性的虐待が実際に発生したケースにおいて非加害母親が子どもを守るができなかったと判断したか、について調査した。

調査は①「子どもを守ることに失敗した」と判断されたアメリカ・アイオワ州に居住する非加害母親31名と、②「子どもを守ることができた」とされた62名の非加害母親について、調査担当のCPSソーシャルワーカーが質問調査票に回答する形式でなされた。

その結果、CPS ソーシャルワーカーが介入するまでに、①非加害母親が性的虐待発生について気づいていた／知っていた期間を確認すること、②性的虐待発生に気づいた／知った後、非加害母親が子どもを守るために何をしたか／しなかったかを正確に把握すること、が必須であることを Coohy は強調している。また、性的虐待の再発の可能性・子どもの安全性を判断する際、非加害母親が、①子どもの開示を信じること、②子どもを支援すること、③薬物依存などの問題を持っていないこと、の3点を最低条件とするよう提言している。

6 Coohy らの非加害母親の子どもを守る力に関する調査研究

性的虐待の非加害母親の子どもへの支援について、最近 Coohy ら (2008) は、ある画期的な枠組を提案した。Coohy らは、過去の関連研究調査が多種多様な手段・定義を使って主要概念を測定していることを明示し、それらの「バラツキ」を問題視した。例えば、過去の研究では「非加害母親が性的虐待発生の事実を信じること」と「非加害母親が子どもを守る行動を実際にとる」の2つの要因をまとめて「1つの合成関数」として捕えてしまっていた (Cyr et al. 1989, Pintello et al. 2001, Everson et al. 1989)。

1) Crittenden の「情報処理認知理論」

Coohy らは新たに Crittenden (1993) の「情報処理認知理論」を応用し、「非加害母親が子どもの保護を実行する」ことに関する概念的枠組を説明した (図1参照)。「情報処理認知理論」では、非加害母親の「ものの見方 (perspective)」「ものの解釈の仕方 (interpretations)」

「実際にとる行動 (actions)」の3つをみることにより、非加害母親が子どもをネグレクトをしているか否かを判断できると考える。プロセスとして性的虐待ケースの場合、第1に非加害母親は、どこからか虐待の情報を得て、「子どもが保護を必要としている」との信号を認知する。この時点で母親は情報の処理を継続することも、その信号 (刺激) を無視することもできる。非加害母親が情報処理を継続する場合、母親はプロセスの次の段階に移り、「情報の解釈」を行う (図1参照)。しかし、信号を無視する場合、子どもが再度虐待される可能性が大きくなる。

「情報の解釈」の段階で非加害母親が性的虐待があったことを信じ、その責任は加害者にあると考えた場合、その母親はプロセスの次の段階に進み、実際に子どもを保護する行動をとる可能性が大きくなる (図1参照)。

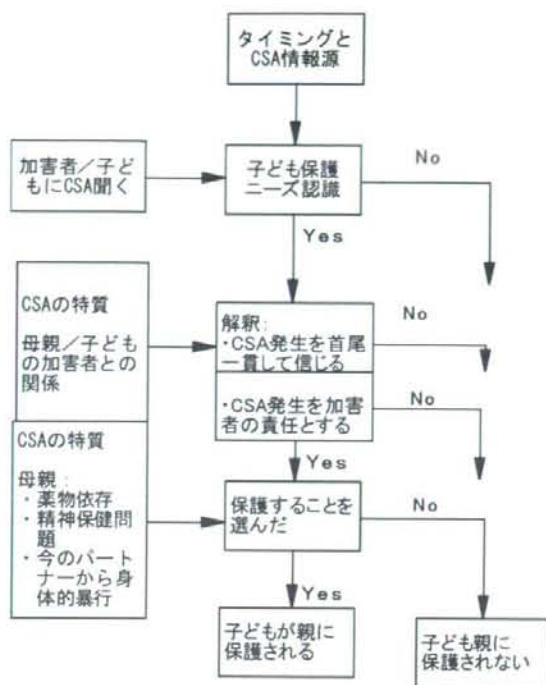


図1 母親による首尾一貫した子ども保護理解のための概念的枠組 (Coohy, 2008)

2) 2008年の調査研究

上記に説明した「情報処理認知理論」を用いた Coohy らの研究では、子どもが性的虐待の被害を受けてアメリカ中西部の某 CPS (児童保護局) に関与した 85 名の非加害母親を対象に、CPS のソーシャルワーカーがインタビュー調査を実施した。そのデータのコーディングを行った後、「首尾一貫して子どもを守った」母親グループ (n=48) と「子どもを守らなかった」母親の 2 グループに分類し、多変量解析を行った。その結果の概要を次に箇条書きにする。

- ① 先行研究で「非加害母親の子どもを守る力」に影響する要因とされた「母親の精神保健問題」「薬物依存症」には、「非加害母親が子どもを首尾一貫して守ること」との関連性が見られなかった。
- ② 非加害母親が加害者に、性的虐待が発生したか否かについて質問せず、非加害母親が加害者に性的虐待の責任があると判断し、性的虐待が起こったことを事実として首尾一貫して信じた

場合、その母親の「被虐待児を首尾一貫して守る」傾向が最も強かった。

- ③ 性的虐待が起きたことを非加害母親が 1 年未満の短期間に知っていた場合のほうが、それ以上の期間知っていた場合よりも、母親の子どもを首尾一貫して守る傾向が多くみられた。
- ④ 性的虐待が起こっていた期間が短いほど、非加害母親が首尾一貫して子どもを守る傾向が強かった。
- ⑤ 子どもが性的虐待を受けたことを強く信じる非加害母親ほど、子どもを首尾一貫して守る傾向が強くみられた。
- ⑥ 母親がドメスティックバイオレンスの被害を受けた経歴がない場合のほうが、子どもを首尾一貫して守る傾向が強くみられた。
- ⑦ 母親が、性的虐待が起こったか否かを子どもに質問し、加害者に質問しなかった場合のほうが、母親が子どもを首尾一貫して守る傾向が強くみられた。

以上の結果から Coohy らは、実践家が①非加害母親に「加害者であるパートナーがしたことは性的虐待であると思

うか」を質問すべきであること、②非加害母親が加害者であるパートナーから身体的暴行を受けた経歴がある場合、その母親に「加害者が子どもに近づかないようにする意思があるかどうか」のアセスメントをすべきであること、を強く主張している。

7 Burnside の非加害母親の子どもを守る力に関する調査研究

最後に、CPS ソーシャルワーカーが非加害母親の子どもを守る力について決断する際のモデルを、Allagia (2002) の研究を基盤に独自に開発した Burnside (2008) の試みを論じる。

なお、Burnside は、本稿第 3 章第 2 節にあげた Allagia (2002) が提示した 3 次元 (①「子どもの開示を信じる」②「子どもへの情緒面での支援」③「子どもへの行動としての支援」) のうち、①「子どもの開示を信じる」と③「子どもへの行動としての支援」の 2 次元のみについて検証した。

1) 目的: Burnside の研究目的は、CPS ソーシャルワーカーが非加害母親の子どもを守る力について決断するプロセスを吟味することにあった。

2) 方法: Burnside の研究では、カナダ・トロントの某 CPS 局に保管している実際の性的虐待ケース記録を熟読し、それらのケースに基づいた「4つのビネット」を開発した (表 2 参照)。「4つのビネット」では、非加害母親が①子どもの開示を信じる／信じない、と②非加害母親が子どもを守る行動をとる／とらない、の組み合わせから、4タイプ (ビネット) の家族に分類している。

Burnside は次に、各ビネットに該当する実際のケースを匿名で、性的虐待ケースに長年 (平均して 9.5 年間) かかわった 15 名のソーシャルワーカーに提示し、各ソーシャルワーカーに非加害母親の子どもを守る力を考慮しながら、子どもの安全性に関するリスクの高低を判断するよう指示した。

【表 2】バーンサイドの「4つのビネット」(Burnside 2008)

A 家族	B 家族
<ul style="list-style-type: none"> ・母は子どもの開示を信じる ・母は子どもを守る行動をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ・母は子どもの開示を信じない ・母は子どもを守る行動をとらない
C 家族	D 家族
<ul style="list-style-type: none"> ・母は子どもの開示を信じる ・母は子どもを守る行動をとらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・母は子どもの開示を信じない ・母は子どもを守る行動をとる

3) 結果: 調査結果は次のとおりであった。

①すべてのソーシャルワーカーが「非加害母親が子どもの開示を信じること」と「非加害母親の子どもを守る行動をとる」とを明確に区別していた。しかし、非加害母親の子どもを守る力と子どもの安全性の決断は、多重に小面化

した (multifaceted) プロセスであり、各ソーシャルワーカーにかなりのばらつきがみられた。ビネット「B/C/D 家族」について決断する際、ソーシャルワーカーは「子どもの年齢」「非加害母親の子どもへの情緒的支援」「母子間のアタッチメントスタイル」を考慮した。

②「A 家族ビネット」、つまり非加害母

親が子どもの開示を信じ、かつ子どもを守る行動をとる場合のみ、全被験者(15名ソーシャルワーカー)の決断(リスクの低いケース)が一致した。

- ③子どもが何歳まで「非加害母親の子どもを守る力」をみて、子どもが何歳から「子どもが自力で自らを守る力」をみるのかについて、被験者間で意見が分かれた。
- ④被験者(熟練ソーシャルワーカー15名)は、非加害母親が子どもの開示を信じないことを、非加害母親のアンビバレンスの現れであるとした。また、アンビバレントな非加害母親を子どもの支援にひきこむことは非常に困難であると結論づけた。

- 4) 考察: 以上の結果から、性的虐待ケースに熟練したソーシャルワーカーでも、非加害母親の子どもを守る力の

予測と子どもの安全性に関するリスクについての決断にばらつきがあることがわかった。Burnside は今後の課題として、①時が経つにつれ徐々に変化する非加害母親の「子どもを守る力」に関する概念を拡大化する必要性と、②母子間のアタッチメントの視野に関するさらなる研究の必要性をあげた。

IV おわりに

本稿執筆にあたり筆者は、性的虐待を受けた子どもへの非加害母親の支援に関する現在までの全ての文献を収集することにつとめた。その結果、1980年代以来このテーマについて非常に多くの研究がつつけてなされていることがわかった。

最近の文献の多くは、非加害母親への専門職と介入システムからの偏見・差別が指摘されている。同時に、性的虐待を受けた子どものウェルビーイングにとって非加害母親からの支援がいかに重要であるかがわかっているにもかかわらず、その母親の子どもを守る力の測定の難しさも指摘されている。

1989年にEversonらにより開発された非加害母親の子どもへの支援を測定するツール PRIDS は一時広く活

用されたが、当時の「母親の子どもを守る力」の定義が極めて曖昧であったことなどから、現時点では世界的に共通して使用されている尺度は存在せず、研究者たちは今、新たな尺度の開発に努力を重ねているところである。

概して、性的虐待が再発するリスク要因として①非加害母親が子どもの開示を信じないこと、②非加害母親が子どもを守る行動をとらないこと、③非加害母親が加害者から身体的暴行を受けた経歴があること、などが最近の研究結果として共通して挙げられている。また、非加害母親の子どもを守る力をみるには、「子どもを信じること」「子どもを情緒的に支援すること」「子どもを守る行動をとること」の3次元で、時の流れに沿って変化するプロセスを検討していくことが不可欠であることも指摘されている。これらの点を押さえた、測定基準に関するさらなる研究が不可欠であろう。

最近の研究で力を注がれているもう1つの課題は「非加害母親のアンビバレンス」である。つい最近まで、「アンビバレントな非加害母親は子どもを守ることができない」とみられていたが、危機状態に直面し多くの不安・恐怖を抱く非加害母親が揺れ動くことは基準範囲内(normative)で当然であり、アンビバレントな非加害母親の子どもを守る力が強化されるよう専門職が支援することこそ、子どものウェルビーイングに結びつく、とする考え方が主流になってきているようである。専門職が、「アンビバレントな非加害母親が子どもを守る力を持っていること」を信じてその母親を支援していくことは言葉で言うほど簡単なものではない。しかし、それこそが、今後の性的虐待を受けた子どもへのケアのキーポイントになると筆者は考える。

参考文献

- Alaggia, R. (2001). Cultural and Religious Influences in Maternal Response to Intrafamilial Child Sexual Abuse Charting New Territory

- for Research and Treatment. *Journal of child sexual abuse*, 10 (2), 41-60.
- Alaggia, R. (2002). Balancing Acts: Reconceptualizing Support in Maternal Response to Inter-familial Child Sexual Abuse. *Clinical Social Work Journal*, (30) 1, 41-56.
- Alaggia, R. (2005). Against the Odds: The Impact of Woman Abuse on Maternal Response to Disclosure of Child Sexual Abuse. *Journal of child sexual abuse*, 14 (4), 95-113.
- Bolen, R. M., & Lamb, J. L. (2002). Guardian Support of Sexually Abused Children: A Study of Its Predictors. *Child maltreatment*, 7 (3), 265-276.
- Bolen, R. M. (2003). Nonoffending Mothers of Sexually Abused Children: A Case of Institutionalized Sexism? *Violence against women*, 9 (11), 1336-1366.
- Bolen, R. M., & Lamb, J. L. (2004). Ambivalence of Nonoffending Guardians after Child Sexual Abuse Disclosure. *Journal of interpersonal violence*, 19 (2), 185-211.
- Bolen, R. M., & Lamb, J. L. (2007). Can Nonoffending Mothers of Sexually Abused Children Be Both Ambivalent and Supportive? *Child Maltreatment*, (12) 2, 191-197.
- Breckenbridge, J. (2006). Speaking of mothers... : How Does the Literature Portray Mothers Who Have a History of Child Sexual Abuse? *Journal of Child Sexual Abuse*, 15 (2), 57-74.
- Burnside, L. (2008). The Effect of Maternal Support on Decision Making in Intrafamilial Child Sexual Abuse Investigations. Paper presented at The 17th ISPCAN International Congress on Child Abuse and Neglect in Hong Kong on September 10, 2008.
- Coohey, C. (2006). How Child Protective Services Investigators Decide to Substantiate Mothers for Failure-to-Protect in Sexual Abuse Cases. *Journal of Child Sexual Abuse*, 15 (4), 61-81.
- Coohey, C., & O'Leary, P. (2008). Mothers' Protection of their Children After Discovering They Have Been Sexually Abused: An Information-Processing Perspective. *Child Abuse & Neglect*, 32 (2), 245-259.
- Crittenden, P. M. (1993). An Information Processing Perspective on the Behavior on Neglectful Behavior. *Criminal Justice Behavior*, 20, 27-48.
- Cry, M., Wright, J., Toupin, J., Oxman-Martinez, McDuff, P., & Theriault, C. (2003). Predictors of Maternal Support: The Point of View of Adolescent Victims of Sexual Abuse and Their Mothers. *Journal of Child Sexual Abuse*, 12, 29-65.
- Elliott, A. N., & Carnes, C. N. (2001). Reactions of Nonoffending Parents to the Sexual Abuse of Their Child: A Review of the Literature. *Child Maltreatment*, 6 (4), 314-331.
- Everson, M. D., Hunter, W. M., Runyon, D. K., Edelson, G. A., & Coulter, M. L. (1989). Maternal Support Following Disclosure of Incest. *American Journal of Orthopsychiatry*, 59, 197-207.
- Heriot, J. (1996). Maternal Protectiveness Following the Disclosure of Interfamilial Child Sexual Abuse. *Journal of Interpersonal Violence*, 11 (2), 181-194.

- Pintello, D., & Zuravin, S. (2001). Intrafamilial Child Sexual Abuse: Predictors of Postdisclosure Maternal Belief and Protective Action. 2001. *Child Maltreatment*, 6 (4) , 344-352
- Plummer, C. A. (2006). Non-abusive Mothers of Sexually Abused Children: the Role of Rumination in maternal outcomes, *Journal of child sexual abuse*, 15 (2), 103-122.
- Plummer, C. A., & Eastin, J. A. (2007a). System Intervention Problems in Child Sexual Abuse Investigations: The Mothers' Perspectives. *Journal of Interpersonal Violence*, 22 (6), 775-787.
- Plummer, C. A., & Eastin, J. A. (2007b). The Effect of Child Sexual Abuse Allegations/ Investigations on the Mother/Child Relationship. *Violence Against Women*, 13 (10), 1053-1071.

E 結論

研究2年目の今年度は、性的虐待事例への援助枠組みに関する更なる検討を行なった。その方法として、ひとつは児童相談所における性的虐待事例への援助枠組み（特に家族支援）の実態を把握するための事例調査を行った。ついで虐待を行っていない保護者（非加害親）に対する介入初期のアセスメントに関する文献研究を行った。今年度の研究から導き出されたことは以下のものである。

1 援助枠組みにおける課題

岡山県の報告のまとめから、「性的虐待かネグレクトか」という切り口で、「性的虐待をどう拾うか」という大きな課題が再認識された。すなわち、「性的虐待」が疑われる事例が通告された場合、支援計画を立てる初期の段階において、「保護者」及び「監護する」という解釈の問題により、その種類を「ネグレクト」に分類し支援を行う傾向があること、また性的虐待に主眼を置いて前年度から継続している事例についても、支援計画を立てる初期の段階に生じる問題と同様に、進行管理を行い定期的な状況検討と支援計画の見直しの過程において、新たな情報や家庭環境の変化等により、虐待の種類がネグレクトへと変更されている可能性が高いということである。

被害を受けた子どもの安全を守り、適切な支援を行うためには、現時点では、「ネグレクト」の中に「性的虐待」を埋めることは避ける必要がある。各自治体の実情に合わせて、確実に性的虐待としての対応と支援ができるような、工夫が必要になると考えられる。

2 児童相談所における家族支援

児童相談所が取り組んでいる初期の家族支援に関する調査結果から、家族支援は、大部分の事例で非加害親である母親を対象に児童相談所が中心となって場を設定する形で行われており、ケースに応じて、そこに拡大家族が参加するという支援状況であった。

その場合の支援内容は、非加害親を中心とした家族が、被害を受けた子どもを「守れる」ようになる支援を中心に行なわれており、現在の支援によって一定の効果が見られる事例もあることが明らかになった。すなわち、「子どもを守る」群には、「始めから守る姿勢を貫く」群と「混乱して動けない・或いは守れない状態から守る姿勢に転ずる」群があることが明らかになった。一方、処遇に対する被虐待児の意向と非加害親の態度との関連では、非加害親が子どもとパートナーとの間で一貫した態度を取れないという状態が、子どもが困惑・混乱する傾向を強めており、処遇を決定する際や親子支援を行う際の課題となっていた。これらについて、アセスメントに関する文献調査の結果も踏まえて、非加害親が子どもを守れるようになる支援の有り方に関する更なる分析と検討が必要と考えられた。

その際、非加害親自身の課題への支援については、誰がいつ、どこで支援するのかについて、検討する必要があると考えられた。

また、虐待を受けていないきょうだいや拡大家族に対しても、虐待の影響を受け止め、整理する支援が必要と考えられるが、まだ充分には行われてい

ない現状があり、非加害親以外の家族支援も視野に入れたアプローチが必要であると考えられた。

さらに虐待者に関しては、児童相談所による一定の指導が行われていたが、虐待者が成人の場合と未成年のきょうだいの場合においては、対応課題の整理がまず必要と考えられた。

以上から、介入初期における家族支援の今後の課題としては、実践分析を深めることを通して、まず第一に、子どもの支援者としての非加害親アセスメントツールの検討と、非加害親を中心とした家族が子どもを守れるような支援法をさらに検討する必要がある、第二に、家族全体の虐待の影響からの回復を目指したアプローチが必要と考えられた。

ついで、中長期的視野に立つ時には、特に非加害親が虐待者と完全に別れていない状況にあり、子どもが自宅以外で生活している場合は、家族との面会や外泊についての対応や、家族再統合（虐待者との同居はない形での）に向けての支援に関する視点や方法論の確立も必要になると考えられた。

また、児童相談所におけるアプローチは、基本的に被虐待児を守るという方向でのアプローチであり、成人の虐待者や非加害親個人の課題に関する指導や支援については、他機関の整備も含めて考える必要があると考えられた。

さらに、今回の調査の対象となった児童相談所では、性的虐待事例へのFGCの適用は行われていず、欧米と法的体系や文化の異なる日本における、性的虐待事例に対するFGCの適用に関しては、虐待者を除いた家族参画の方向性を探るなど、さらなる検討が必

要と考えられた。

参考文献

- 1 Bentovim, A. Working with abusing families. in Wilson K & James A. (eds). The Child Protection Handbook, Bailliere Tindall, 2002, pp456-480
- 2 K. Kendall-Tackett & L. Williams, & D. Finkelhor, Impact of Sexual Abuse on Children: A Review and Synthesis of Recent Empirical Studies, Psychological Bulletin, 1993, Vol113, No1, pp164-180
- 3 Lask B, Taylor, S, Nunn, K. Practical Child Psychiatry. BMG, 2003年4月
Olafson E & Boat BW: Long-Term Management of Sexually Abused Child. Treatment of Child Abuse: 14-35, The Johns Hopkins University Press, 2000
- 5 トーマス・A・レスラー「成人期における子ども時代の性的虐待の発見」(『虐待された子どもへの治療』) 郭麗月監訳、明石書店、2005年
6. Saunders B E. & Meinig MB. : Immediate Issues Affecting Long-Term Family Resolution in Case of Parent-Child Sexual Abuse. Treatment of Child Abuse : 37-53, The Johns Hopkins University Press, 2000